令和6年度第2回岩手県いじめ再調査委員会

1 実施日時

令和6年12月12日(木) 18時00分~19時30分

2 実施場所

エスポワールいわて イベントホール (2名 Zoom によるオンライン参加)

3 出席者

〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕

境野直樹委員長 長谷川大委員 早坂浩志委員

(オンライン出席) 長田くみ子委員 (同)小泉範高委員

[県]

ふるさと振興部

松本ふるさと振興部理事 安齊学事振興課総括課長

增澤主幹兼学事企画担当課長 佐倉主事

教育委員会事務局学校教育室

千田生徒指導課長、小池主任指導主事、照井指導主事

4 会議の状況

別紙のとおり

〇增澤主幹兼学事振興課学事企画担当課長

ただいまから、令和6年度第2回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。

学事振興課の増澤です。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、半数以上の委員に御出席いただいておりますので、岩手県いじめ再調査委員会条例 第5条第2項により本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、長田委員、小泉委員はオンラインによる参加となります。

続きまして、松本ふるさと振興部理事から御挨拶申し上げます。

〇松本ふるさと振興部理事

令和6年度第2回岩手県いじめ再調査委員会の開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、先般、知事への答申を行った本県で初めてとなるいじめ再調査案件について、約4年間の長期間にわたり、被害生徒に寄り添い続け、直接学校を訪問して調査への協力依頼を行うなど、根気強く調査を行い、それぞれの専門的知見に基づいて、詳細に報告書としてまとめていただいたことに、心から感謝申し上げます。

さて、本日の委員会の議題でありますが、国においては、いじめ重大事態の発生件数が増加傾向にあることから、いじめ防止対策推進法の趣旨に沿った対応を行うため、令和6年8月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたところであり、その概要を説明することとしております。

また、令和6年11月に公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における本県の状況、本県で発生している個別のいじめ重大事態の事案についても説明することとしており、いじめ再調査委員会として、いじめ問題の現状、実態について、委員の皆様と共通理解を図る場とできればと思っております。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申 し上げまして、挨拶といたします。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

〇増澤主幹兼学事企画担当課長

続きまして、委員長より一言挨拶をお願いいたします。

〇境野委員長

令和6年度第2回岩手県いじめ再調査委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

8月9日に再調査委員会として取りまとめをさせていただきました、再調査の報告書につきまして、委員を代表して、県知事への答申を行いましたところ、県におきましては、いじめ再調査の目的である再発防止の取組を行い、そして当該校おいての対応としては、不十分であった点について、改善であるとか、それから実効性のある再発防止の取組が行われるということ、そして県内の各学校においては、同様の事案が発生することのないように、関係機関と連携した取組が行われるということを、今後も期待して参りたいと思います。

本日の委員会では、事務局からいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂についてということで、これは文科省の資料がついております。

それと、令和5年度児童生徒の問題行動不登校等の諸課題に関する調査結果について、それから個別事案についてということで、当委員会としては3つの議題を予定しております。

3つ目につきましては非公開となる見込みとしておりますけれども、いずれの議題につきましても委員の皆様におかれましては、積極的な御発言、御検討をお願いしたいと思います。 簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

〇増澤主幹兼学事企画担当課長

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、条例第3条第2項により委員長に お願いします。

〇境野委員長

それでは、議事に入ります前に、当委員会の会議の公開について確認をいたします。 事務局から説明をお願いします。

〇佐倉主事

委員の皆様にお配りしております関係資料の冊子をご覧いただければと思います。

「審議会等の会議の公開に関する指針」でございます。当委員会につきましては、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」が適用となり、3会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができるとしております。

具体的には、特定の個人を識別できる情報や公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報などについて、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができるとされております。

本日の委員会につきましては、議事(3)個別事案、(4)その他についての中で、個人情報など、個別、具体の内容に話題が及ぶものと捉えており、この部分に関して、事務局としては、非公開相当と考えております。

なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」 4 では、公開又は非公開の決定は、先程の会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うとされております。以上になります。

〇境野委員長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、議事(3)の個別事案、それから(4)その他につきまして、会議の公開の基準に定める非公開理由に該当すると判断されますので、この部分に限っては、非公開の扱いとしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ありませんでしょうか。

[異議なしの声]

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日の会議は、一部非公開といたします。

それでは早速議事に移ります。1つ目ですね、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改定について、それでは事務局からご説明をお願いします。

〇佐倉主事

それでは、着座にて御説明させていただきます。資料1、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について、概要を御説明いたします。

資料、1枚めくっていただきまして、スライド番号で3ページを御覧いただきたいと思います。ガイドライン改訂までの経緯でございます。

平成 25 年いじめ防止対策推進法の成立後、いじめ防止等の基本的な方針の策定、改訂が行われました。

その後、国が設置するいじめ防止対策協議会の提言を踏まえまして、平成 29 年に初めてガイドラインが策定され、そのガイドラインが令和 6 年 8 月に改定されたというような流れとなっております。

ガイドライン改定の背景につきましては、ページ下のスライド番号 4 ページをご覧いただきたいと思います。いじめ法の施行から 10 年が経過し、いじめ重大事態の発生件数が増加する中、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、重大事態における関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施、いじめに係る児童生徒、保護者に寄り添った対応を行うため、令和6年8月にガイドラインが改定されたものとなっております。

具体的な改訂内容でございます。旧ガイドラインでは、明確ではなかったものとして、第2章、重大事態の発生を防ぐための未然防止、平時からの学校の備えを新たに章立てして、明記したこと。第3章として、学校等のいじめにおける基本的姿勢として、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策等の検討等の視点が重要であること。事案に応じて、直ちに警察への援助を求め、連携して対応することを新たに明記。続いて第4章について、児童生徒、保護者からの申し立てがあった際の学校の対応として、原則として申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対応することを新たに明記。第6章の調査組織の設置において、第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者といえる者の例示を新たに明記。第7章の対象児童生徒、保護者等に対する調査実施前の事前説明において、事前説明の手順、説明事項を明確化したこと。第8章の重大事態調査の進め方において、重大事態調査に調査すべき調査項目や、報告書の記載内容例を示し、明確化したこと。などが主な変更内容となっております。

また、ガイドライン全体としましても、記載内容の見直し、充実を図り、対応にかかるチェックリストも新たに示されたというようなものになっております。

これらの項目につきましては、仮にこのいじめ再調査委員会で再調査を実施するとなった場合におきましても、このガイドライン、寄り添った調査が行われているか、ガイドラインに沿った調査報告書がまとめられているか確認することが必要となりますし、実際の再調査の際にも、この項目に則って調査を実施することが求められているものでございます。

時間の都合上、各項目の詳細な説明は省略させていただきまして、ページ飛びまして、スライド番号で 25 ページをお開きいただきたいと思います。第 12 条、地方公共団体の長等による再調査の項目でございます。第 1節、再調査の概要としましては、再調査を行う事例として、旧ガイドラインでも一部示されていたものではございますが、国において、再調査の事例等を収集する中で、必要と考えられる場合が整備されたものとなっております。

①調査を取りまとめた後、調査結果に影響をおよぼし得る新たな重大な事実が判明した場

合、②として、事前に対象児童生徒、保護者と確認した調査事項または調査中に、新たな重大な事実が判明した事項について、十分な調査が尽くされていない場合。③として、調査組織の構成について、明らかに公平性、中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒、保護者に説明していないなどにより、対象児童生徒、保護者が調査組織の構成に納得していない場合、この3つが例示ですが、示されているところでございます。

印象としまして、これまで以上に、対象児童生徒、保護者に沿った内容として整理されている改正内容と、捉えております。

続いて第2節再調査の進め方でございますが、対象児童生徒、保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえることや、新たに聴き取り調査を行う場合には、心理的負担にならない方法をとることが明記されております。

第3節、再調査結果の説明でございます。再調査結果を取りまとめた後は、関係する児童生 徒、保護者等に説明を行うことと規定されております。

資料1の説明については以上になりますが、本日は参考資料ということで、資料2、改定後のガイドラインの本体の方を配布させていただいております。こちらが全部で64ページまでの資料となっておりますが、その後ろに、先ほどご説明いたしました学校の対応にかかるチェックリストについても、配布させていただいております。お時間ある時に御覧いただければと思います。

岩手県いじめ再調査委員会としては、今回ガイドラインが改訂された趣旨を踏まえ、今後事例が発生した場合に、迅速な対応ができるよう、関係者との連携等、取組を進めて参りたいと思っております。以上で説明を終わります。

〇境野委員長

大変コンパクトに、要点をまとめていただいたと思います、委員の先生方、事務局からの説明に対して、御質問或いは御意見等あれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長の印象としては、私どもが4年間やってきたことがきちんとガイドラインに踏襲されてるというか、ちょっと偉そうな口の利き方をさせていただければ、ガイドラインが私どもがやってきたことにバックアップしてきたという感じです。私どもがやってきたことが、妥当性をきちんと備えたものであったということに対して、大変心強いという印象を持ちました。

それと同時に、所々、ここまで踏み込んでも大丈夫だろうか、それとも、判断を留保しなければいけないだろうかと迷うような場面も幾つかありましたけど、このガイドラインがもっと早くできていれば、もっと堂々と胸を張って踏み込んでいけたかなと思うような印象も同時に持ったところでございます。

概ね私どもとしては、ここに対して深刻な疑義を差し挟むような問題というのはなく、また逆に、大変強力な安心できるお墨付きをもらえたかなという印象もありまして、8月9日に出した答申の妥当性というところについて委員長としては、いささか安堵してるところが正直な印象でございます。

すみません、私ばかりが話をしましたけれども、補足或いは質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。オンライン参加の先生方も何かございましたら、御発言いただければと思います。

〇長谷川委員

意見というか、所感という形になりますが、実は数ヶ月前に弁護士会の子どもの権利委員会

でも、この改訂が議題となっておりまして、もちろんこの方向性、内容については、異論もないし、喜ばしいことだと思っています。

ただ、個人的に欲を言えば、今後の課題でしょうけど、もう一歩というか、まさにこの委員会で検討してきた例の案件について、やっぱりその調査の実効性というところの限界を多々感じたところでしたので、それをそのガイドラインという形で定めるべきなのか、はたまた元々の法律の方に何らかの規定を設けるのかということがありますが、そのあたりを、今後更なるガイドラインの改訂において、より調査が実態に即した実効性ある物につながればと思っております。

ただやはり、最近受けた相談の中でも、まだまだいじめ問題に対して、教員個人、学校、教育委員会の認識とか理解がまだ不十分ではないのかなと、思うようなケースが散見されます。 その辺りを改めて正しい認識をしていただく、きちんと対応していただくという、そのきっかけになるという意味でもこういうガイドラインが改訂されて、発信されるということは非常に良いことだと思っています。次の改定がいつになるか分かりませんけれども、都度都度必要な改訂が行われることを願っています。

〇長田委員

私も境野委員長のお話の通り、私たちが積み重ねてきた手順や確認の仕方ということが間違っていなかった、方向性として正しかったんだということをこのガイドラインを拝見して、 改めて感じました。

それと共にやはり議論の中でも繰り返されていた通り、学校の初期の対応であったりとか、あとはその協力の姿勢だったりとかという課題は、やはり解決されるものではないということと、あとは学校の設置者という文言がどうしても引っかかってしまってですね、課題は課題として今回の事例は特に、学校の設置者というところが大きな壁になってしまったので、ガイドラインの中でもやはりそういう課題はまだ残されているというようなところも改めて感じました。

ただ本当に私たちがこう議論して、言葉にしてきたことがガイドラインにそのまま載せていただいているような印象を受けましたので、非常に進歩したガイドラインになったのかなと感じています。

〇境野委員長

いかがでしょうか。長引いたとか時間がかかったということになりましたけども、その一方で、被害生徒さんたちの心のケアということが非常に大きな問題で、そこは本当に慎重にやらなければいけなかった。

そして、傷が癒えて、発言をいただけるようになるまでに時間がかかりましたけれど、その時間はしかし諸刃でもあって、事象を風化させていくリスクとも、表裏一体でしたよね。そこら辺で、この手のことをやると、被害者をさらに苦しめてしまうようなリスクということも、常に考えなければいけなかったというところはあろうかと思います。

早坂先生、小泉先生には、そこら辺の非常に重い重要な観点から、コメントをいただけると 大変ありがたいと思います。

〇早坂委員

被害にあった生徒さんのお話をを聞くまでに、準備するだけでも大分時間がかかりました

し、実際オンラインでお話を聞く中で、お二人とも決して全然忘れてはいない。

メンタルヘルス的にもまだ傷が癒えていない。そういう方のお話を聞くというのは大変難 しい。

再調査というのはそこが難しいところで、時間が経ってからまた改めて聞かなきゃいけない。ガイドラインにもありますけども、もう一回これを掘り起こしていかなければいけないところもあって、そこはやはりちょっと悩みだと感じましたし、本来であれば、その被害者だけでなくて、その当事者の方たちのお話も聞きたかったんですけども、当然そこまではできなかったというのはちょっと残念ではあります。

〇小泉委員

実際の被害に遭われた生徒さんたちのお話を聞かせていただきましたし、それから御両親 のお話を聞かせていただきました。

やはり、生徒さんたちの中では、自分たちが大好きな部活をしにきた。高校で頑張ろうっていう中で、実際には1年生のときに、かなり辛い思いをされてしまって、そのあとの方向性が大きく変わってしまった。やはり、その後の人生に大きな変化が起きてしまったっていうこと、直接事態の大きさっていうのを、生徒たちの口から聞かせていただいて、それを直接聞かせていただくことができたというのは、言葉としてはあれなんですけどすごく貴重な時間だったと考えています。

いじめが、その時点であったということだけではなくて、やはり生徒さん、それを支える親御さんにとっても、そのあとの生活、勉強にしても、スポーツにしても、これからの進路にしても、大きな影響を与え続けていくものなんだなというのを、やはり委員の1人として、直面する機会だったと思います。

こういったトラウマ体験というのはどうしても、回復していくのに、時間がかかるものですし、ただ、やはりその時間が経てば経つほど、実際に、いじめをした側の生徒さんたちとか、当事者でない方たちにとって、問題が風化していくというリスクもあるし、そこのバランスをちょっと見極めつつ、調査を進めていくことの難しさというのを今回痛感した次第であります。

今回のガイドラインに関して、やはり生徒さんたちの心理面に十分に配慮した調査をするようにという文言もしっかり書かれておりますし、やはり今回は、こういうように事案として上がってきたわけですけども、実際の教育現場では、あまり周囲に相談できず、中には泣き寝入りしてしまっている生徒さんたちも相当数いるのだろうと感じますし、いじめ再調査のガイドラインというものが、再調査だけではなくて、辛い思いをしているその生徒さんたちに関わってきた方が、実際に現場で使えるエッセンスの1つとして、広く、知れ渡っていくことが大事なのかなと思います。ありがとうございます。

〇境野委員長

他にはいかがでしょうか。ガイドラインについて、若干の意見交換をさせていただきましたが、おおよそ方向性としてこのような形の認識でまとめてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次にですね、二つ目になります、令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等の 諸課題に関する調査結果について、こちらも事務局から説明をお願いします。

〇佐倉主事

それでは引き続き資料3について御説明させていただきます。

この調査の内容ですが、全国の国公私立小中高等学校等のに対し、いじめ、出席停止、不登校、自殺などの状況を調査し、実態を把握することにより、適切な支援につなげようとするものでございます。本日はこのうち、いじめの調査結果について、概要を御説明いたします。

資料1枚おめくりいただきまして、右下のスライド番号で3ページ、4ページを御覧いただければと思います。調査結果のポイントとして、いじめについては、これは全国の数字でございますが、認知件数が732,568件と前年から50,620件増加し、過去最多となったところでございます。増加の背景としては、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったことやアンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられるとしてしております。

また、重大事態の発生件数は 1,306 件と前年から 387 件増加し、こちらも過去最多となったところです。増加の背景として、いじめ防止対策推進法に則り、積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応が行われたものと捉えております。一方で、37.5%にあたる 490 件については、重大事態として把握する以前に、いじめとして認知されていないケースでございまして、学校として、早期発見・早期対応や、組織的な対応への課題が考えられるところでございます。

続いてスライド番号で5ページをご覧いただきたいと思います。いじめの 1,000 人当たりの認知件数の都道府県比較でございます。全国平均が 57.9 件のところ、本県では 69.1 件となっている状況でございます。いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうるものとして、県内の学校が積極的認知した結果、全国平均をやや上回る結果になっているところと捉えております。

続いて6ページをご覧ください。こちらは岩手県のいじめ認知件数の推移でございます。 ここ数年につきましては、大体 8,000 件前後で推移しておりますが、令和 5 年度につきまして は、前年度と比較して若干減少といった結果になっております。学校種別の傾向としましては、 小学校が前年度から減少した一方、中学校、高等学校、特別支援学校は増加といった結果になっております。

続いてスライド番号 7 ページをご覧ください。いじめ重大事態の発生件数については、先ほど過去最多と御報告をさせていただいたところですが、そもそもいじめ重大事態の定義につきましては、いじめ法 28 条の規定により、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」を第1号、「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の第2号として規定されています。全国的な傾向としましては、2号に該当する、いわゆる不登校事案が多くなっているのが、これまでの傾向となっております。

続いてスライド番号で8ページをご覧いただきたいと思います。いじめ重大事態の1,000人当たりの発生件数の都道府県比較でございます。先ほど岩手県はいじめの認知件数が全国平均を上回っているというような説明をいたしましたが、重大事態についても同様の傾向となっております。こちらの傾向につきましては、都道府県単位での重大事態の発生件数を公表している。令和2年度以降同様となっております。こちらに関しても積極的に重大事態、若しくはにつながる可能性があるとして認知を進めた結果となると捉えております。 なお、公立、私立の高等学校等で発生したいじめ重大事案については、県が再調査の判断を行うものとなっておりまして、ここで再調査が必要と判断されたものが、本調査委員会で調査の対象となるということになっております。

続いてスライド番号で9ページを御覧下さい。いじめ重大事態における被害の態様でございます。こちら先ほど御説明いたしました1号事案が49.6%、2号事案が66.2%となっております。このうち1号議案の内訳としましては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.7%占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっております。

スライド番号の 10 ページをご覧ください。重大事態のうち、冒頭でも御説明いたしましたが、解消に向けて取組中だったものなど、既にいじめとして認知していたのが 62.5%となっております。また、重大事態の調査を行う主体としては、学校主体の調査が 78.3%となっているところです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

〇境野委員長

ありがとうございました。数値は読み方が大変難しいものかと思います。同時に嘘をつかないものでもございます。ただいま御説明いただきましたけれども、御質問、御意見等あれば、せっかくの機会ですので、シェアしたいと思います。いかがでしょうか。

数字というのは、相対的に見て、少し多いとか、少し少ないとか、こういうことつい言いたくなりますけれども、口幅ったい言い方ではありますが、0を目指していかなくてはならないということですよね。そのため何をするのか、誰かのせいにするんじゃなくて、みんなの問題としてこれを抱えていく、できるようにするためには、私たちは常に考えていかなければいけないんだろうと思います。

それと同時に、類似の事案が発生するケースはどうしてもあるんだろうと思います。そういう芽を摘んでいくために、どういうところに目配りをし、どういうふうにアクション、先手を打っていくことができるのか、またしなくちゃいけないのか。教育の関係者が、そこにどう関与していくことができるのか。教育の現場がお手上げになってしまう前に、社会全体としてどういう、手の広げ方ができるのか、問題は非常に多岐にわたっていると思います。ただ、多岐にわたってますが、問い続けるということ、これに尽きるだろうと思います。私どもが取り組んできた事案も 1 つの典型だと考えられるのか、それとも極めて特異な事象だったというように考えてしまうのか、そこのマインドセットひとつとってもですね、それがどういう意味を持って次に継承されていくのかということを考える時に、非常に大きな違いになって出てくるだろうと思わずにはいられない。

数字の大小ということについては、本当に慎重に、イメージに引きずられないようにすることが本当に大事だなというように、私は数値を見てて、思わずに見られないところがあります。 すいませんまたちょっと生意気なことを言って、1人で長話してしまいましたけれども、お感じになったこと、どんなことでも結構です。いかがでしょうか。

或いはまた、氷山の一角なのかもしれないし、すごくよく見えるようになってきたために、数値的に上がっている。ですから、よく見えるようになったんだからそう悪いことばかりではないよという考え方も、もしかしたらあるかもしれません。見える化するということは、大切なことですので、これから激減していくために、必要な生みの苦しみとして、数字がピョンと上がってるということであれば、これをきっかけにですね、大きく踏み込んで舵を切っていくということができるきっかけになるかもしれない、そう思いたいというところがあります。

〇早坂委員

質問なんですけど最後のページのところ、いじめ重大事態の認知状況の、重大事態の調査主

体別件数で、当該学校の設置者、括弧で当該学校以外という言葉、私たちが行った再調査なんかはここに当たるという理解でよろしいでしょうか。

〇佐倉主事

ここは、いじめ重大事態の調査の主体なので、再調査は含まれていないと思います。

〇早坂委員

当該学校の設置者、括弧で当該学校以外というのは例えば、どういう形でしょうか。

〇安齊学事振興課総括課長

例えば設置者として、公立の場合は、学校主体ではなくて、教育委員会自らが調査をしている場合があるというのが、いえると思います。

〇境野委員長

私立の場合だと、校長を超えて設置法人の上層部が、とかそういう法人がやるイメージ。

〇安齊学事振興課総括課長

複数校学校持っているところなんかであれば、そういった調査の仕方っていうのはあるかなと思います。

〇長谷川委員

5ページ目の認知したいじめの件数、単なる数字だけグラフにするとここまででこぼこになるかという。更にその次の8ページ。必ずしもこの認知件数と重大事態の認知件数と、グラフが一致してるわけではないというところもあって、例えば、これ鳥取なんかは、認知件数は平均より低めなのに、重大事態の発生となると突き抜けている。

なんか色々と何か事情というか、ありそうだなと色々と推測働くんですけれども、ちょっと色々考えさせられる。だからやっぱり先ほどのガイドラインの改訂の時に、数字をどう評価するか、委員長がおっしゃったとおりなんですが、なんかばらつきがあって、私はやっぱりちょっといろいろ、いろいろ考えさせると。あまり具体的な内容は控えますけれど、率直な感想でした。

〇境野委員長

ありがとうございます。おっしゃる通りだというですね、ガイドラインがうまく浸透して、私たち全員の共通理解の背骨になっていくと、こういうグラフのデコボコした数値の見え方が変わってくる。そういう可能性に向かって開かれてなくちゃいけないと思います。ですから、数値は数値を見たところで終わらないということから始まらなければ、これをガイドラインの理解とどういうようになぞらえ、ガイドラインの定着とどういうように重ねていくかというところが今後の課題、宿題になってくるかなと思います。他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは次に、(3)の個別事案についてに移らせていただきたいと思います。会議冒頭でお諮りしました通り、ここからは、個人情報等を扱うことから、この会議を非公開をいたします。傍聴者の方及び報道機関の皆様におかれましては、ここで恐縮ですがご退席をお願いいた

します。